

選ばれる園に なるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



社会福祉充実残額・計画について

(株)幼保経営サービスコンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。レーヴ法律事務所などの専門家を含む、チャイルドグループのノウハウをQ&A形式でお届けします。

THEME

社会福祉法の改正に伴い、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、社会福祉充実残額を計算しなければならなくなりました。制度開始から約9年経ちますが、令和7年度の決算において、社会福祉充実残額が初めて発生した法人も散見されます。

今回は、①どのような法人で社会福祉充実残額が発生しやすいか、また②社会福祉充実残額が発生した場合に、どのような内容の社会福祉充実計画を立てるべきか、参考となる情報をQ&A形式でお届けします。

Q & A ① Questions & Answers

Q1 社会福祉充実残額が発生しやすい法人はどのような特徴を持つ法人でしょうか？

A1 比較的大規模な法人でしか充実残額は発生しないのではないか、という制度導入当初の予想と異なり、保育所を一施設しか運営していない法人でも、社会福祉充実残額が発生しています。

社会福祉充実残額の発生しやすい法人には、いくつか類型があり、毎年、コンスタントに積立資産を積み立て続けている法人は、やはり社会福祉充実残額が発生しやすいといえます。また、少子化等の影響で園児数が減少したため、経営努力により経費を節減し、事業活動支出の額を小さくすることで、以前積立てた積立資産を取り崩さずに保持し続けている法人も社会福祉充実残額が発生しやすい傾向にあるといえます。



Q2 社会福祉充実残額が発生し、社会福祉充実計画の立案が必要になりましたが、どのような計画を立てればいいのでしょうか？

A2 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」には、社会福祉充実残額の使い道として「将来的な福祉・介護人材の確保・定着を図る観点から、職員処遇の充実を進めていくことが重要であり、こうした事業の実施について可能な限り優先的に検討が行われることが望ましい」との記載がされており、まずは、社会福祉充実残額を職員処遇の充実に充てることを検討することが望まれています。

しかし、令和7年10月1日時点の厚生労働省福祉基盤課の調査

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001467613.pdf>

を見ますと、社会福祉充実計画の事業内容として、「サービス向上のための既存施設の改築・設備整備」に充てたケースが一番多く、次に、「新規事業の実施」に充てたケースが二番目に多いことがわかります。筆者の個人的感想としても、社会福祉充実残額の使い道として、施設・設備の整備や、駐車場の取得などを選択される法人が多いという印象です。

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」では、所轄庁の社会福祉充実計画の承認にあたっては、「法人の自主性を十分尊重」しなければならないとされており、社会福祉充実残額の使途については、法人が、ある程度自由に決めることができます。

ただし、「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 3)」の問55に、社会福祉充実計画として不適格なものが列挙されていますので、社会福祉充実計画の策定にあたっては、こちらを確認いただくのが、所轄庁から「承認しない」と言われなかったために重要となります。



MEMO



事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平 (弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910

Email yohokeiei_consulting@child.co.jp

HP

<https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

